

災害に関する税務

2018年も半年が経過しましたが今年は福井の大雪や大阪の地震もあり災害に遭われた従業員の方も多いのではないでしょうか？

地震や火災、水害等の災害で損害が生じた場合には、所得税においては、「雑災害減免法による所得税の軽減免除」や「雑損控除」が適用できます。

また、法人税においても災害損失欠損金の繰戻しなどが適用できます。

災害減免法による所得税の軽減免除（所得税）

災害によって受けた住宅や家財の損害金額（保険金等により補填される金額を除く）がその時価の 1/2 以上で、かつ災害のあった年の所得金額の合計額が 1,000 万円以下のときにおいて、その災害による損失額について雑損控除の適用を受けない場合は、災害減免法によりその年の所得税が次のように軽減又は免除されます。

所得金額の合計額	軽減又は免除される所得税の額
500 万円以下	所得税の額の全額
500 万円超 750 万円以下	所得税の額の 1/2
750 万円超 1,000 万円以下	所得税の額の 1/4

手続き

確定申告書等に適用を受ける旨、被害の状況及び損害金額を記載する。

雑損控除（所得税/住民税）

災害又は盗難若しくは横領によって、資産について損害を受けた場合等には、一定の金額の所得控除を受けることができます。

対象者

納税者（生計を一にする配偶者やその他の親族で、その年の総所得金額等が 38 万円以下の者を含む）

対象資産

棚卸資産若しくは事業用固定資産等又は「生活に通常必要でない資産」のいずれにも該当しない資産であること。

*生活に通常必要でない資産とは、別荘など趣味、娯楽、保養又は鑑賞の目的で保有する不動産や貴金属や書画、骨董など 1 個又は 1 組の価額が 30 万円超のものなど生活に通常必要でない動産をいう。

雑損控除の金額

次のうち、いずれか多い方の金額です。

- ① (差引損失額) - (総所得金額等) × 10%
- ② (差引損失額のうち災害関連支出の金額) - 50,000 円

手続き

確定申告書に雑損控除に関する事項を記載し、災害等に関連したやむを得ない支出の金額の領収を証する書類を添付する。

災害損失欠損金の繰戻しによる還付(法人税)

法人の災害のあった日から同日以後1年を経過する日までの間に終了する各事業年度において生じた災害損失欠損金額がある場合には、その各事業年度に係る確定申告書の提出と同時に、その災害損失欠損金額に係る事業年度開始の日前1年(青色申告書を提出する場合には、前2年)以内に開始した事業年度の法人税額のうちその災害損失欠損金額に対応する部分の金額の還付を請求することができます。

保険差益の圧縮記帳(法人税)

法人がその有する固定資産の滅失又は損壊により、その滅失又は損壊のあった日から3年以内に支払の確定し保険金等の支払を受け、その支払を受けた事業年度において、その保険金等をもってその滅失をした固定資産に代替する同一種類の固定資産(以下「代替資産」といいます)を取得するか、損壊を受けた固定資産や代替資産となるべき資産の改良をした場合には、これらの固定資産について圧縮限度額の範囲内で帳簿価額を損金経理することにより減額するなど一定の方法で経理したときは、その減額した金額を損金の額に算入する圧縮記帳の適用を受けることができます。

従業員等に対する福利厚生費(法人税)

法人が災害により被害を受けた従業員等又はその親族等に対して一定の基準に従って支給する災害見舞金品は、福利厚生費として損金の額に算入されます。

また、法人が自己の従業員等と同等の事情にある専属下請先の従業員等又はその親族等に対して一定の基準に従って支給する災害見舞金品についても、同様に損金の額に算入されます。